

農業委員会総会議事録

(令和 7 年 10 月 8 日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年10月8日（水）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 菅村 誠一
7番 綱田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悅美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立していますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 本日は、皆さんご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

10月になりました、朝晩は涼しい日が多くなりましたが、日中はまだ暑い日が続いております。これから米をはじめ、いろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎ますが、この時期は1日の気温の差が大きくなりますので、委員の皆さんには体調を崩されないよう、くれぐれもご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積等促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長となり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、16番の内田勤矢委員と17番の宮本淳一委員を、書記に事務局の井上美月主事を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、熊本市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則についてまでの8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請35件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願ひいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は水稻、ピーマンを栽培される認定農家で、許可後は水稻、野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

2番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、キャベツを作付される計画です。

3番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ホウレンソウを栽培されている農家で、申請地にはホウレンソウを作付される計画です。

4番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま2番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

6番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番と7番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は宇城市で

果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。譲受人は熊本市での営農が初めてであることから、先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行い、問題はないものと判断いたしました。

10番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には水稻、ミカンを作付される計画です。

11番と12番は関連で、一般法人の新規参入による賃借権を設定する申請です。この法人は、令和7年3月に農産物の生産及び加工販売等を営むことを目的に設立した法人で、解除条件付で賃借権を設定し、申請地にはナスを作付される計画です。先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、賃貸借契約書に解除条件が付されていること、地域との役割分担の状況、継続的、安定的に農業経営が行われること、法人役員の2名が農業に常時従事することを確認し、問題はないものと判断いたしました。

13番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地には水稻、ミカンを作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま6番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項

各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 14 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15 番。

13 番 林田智博委員

林田です。

15 番から 17 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、施設野菜などを栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはニラを作付される計画です。

16 番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

17 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は施設野菜、水稻を栽培している農家で、申請地にはトマトを作付される計画です。

以上 3 件、地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 15 番から 17 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18 番。

24 番 上田隆幸委員

24 番委員、上田です。

18番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、小麦を作付しており、許可後、申請地で枝豆を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、19番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

19番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、大豆を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

20番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、隣接している農地を個人住宅敷地として同時に購入し、申請地には大根、キュウリなどの露地野菜を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

21番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、隣接している宅地を同時に購入し、申請地には大根、トマトなどの露地野菜を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画などの聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 19番から 21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、22番。

21番 上島惠二委員

21番委員、上島です。

22番から 26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番と 23番は関連で、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロン、キャベツを栽培される専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。

24番から 26番は関連で、代替地取得のため所有権を移転する申請です。譲受人はスイカ、露地野菜を栽培している専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。

以上 5 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないと協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 22番から 26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、27番。

20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

27番から 35番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

27番は、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人は水稻、スイカ、柿などを栽培される専業農家で、申請地には柿、栗を作付される計画です。

なお、申請地には1筆の中で、地目は畠と墓地で登録されており、今回の申請は、畠で登録された面積510m²になっております。

28番は、所有権を移転し、兄へ贈与する申請です。譲受人は有機野菜を栽培される専業農家で、申請地には柿を作付する計画です。

29番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はブドウ、柿を栽培される専業農家で、申請地にはラッキョウ、ネギを作付される計画です。

30番は、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人はミカン、栗を栽培される専業農家で、申請地にはミカンを作付する計画です。

31番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付する計画です。

32番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカを栽培される専業農家で、申請地にはスイカを作付する計画です。

33番は、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人は露地野菜を栽培される専業農家で、申請地にはイチジクを栽培される計画です。

34番は、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人は水稻、ニンニクを栽培する専業農家で、申請地にはカンショを作付する計画です。

35番も、所有権を移転し、第三者へ贈与する申請です。譲受人は柿、栗を栽培される専業農家で、申請地には栗を作付する計画です。

以上9件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請地には妥当と協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま27番から35番までについて地元委員よりご報告がございましたが、27番の譲受人が議席番号19番の上村委員の同居の親族ということですので、農業委員会法第31条第2項の規定による議事参与の制限により、議事に参与することができません。上村委員は27番の関係案件の審議終了まで議場から退室していただきます。上村委員、よろしくお願ひいたします。

(19番 上村悦美委員 退室)

議長 それでは、27番のこの件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。上村委員には入室をお願いします。

(19番 上村悦美委員 入室)

議 長 それでは、先ほど地元委員からご報告がございました28番から35番までについて何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7番 綱田稔委員

7番委員、綱田です。

1番、2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、個人による貸家への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請地には昭和54年頃から既に貸家を建築されており、このたび、財産整理を行う際に、申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の申請に至ったところです。申請地805m²に貸家5棟を建築されており、転用面積としては妥当だと判断されます。申請人からは、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されています。

2番は、個人による貸家などへの転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。申請地には昭和59年頃から既に貸家などを建築されており、申請地は農地転用がなされていなかったことが発覚し、今回の申請に至ったところです。申請地736m²に貸家1棟と

駐車場、倉庫を建築されており、転用面積としては妥当だと判断されます。申請人からは、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が添付されております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は墓地への転用申請ですが、現地は既に墓地として利用されており、申請にあたっては、顛末書が提出されています。顛末書によると、申請地は申請人の祖父が前の所有者から管理を任せられ、その後、祖父が死亡された昭和47年に、時効取得により申請人が所有権を取得されております。今回、登記地目が農地のままであることが判明したため申請されたものです。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。現在の利用状況としては、墓石3基分の敷地として利用されており、転用面積は適正なものと判断いたします。周囲は墓地と既に転用許可を得た開発予定地で、隣接する農地はなく、周辺農地の営農に支障を与えるおそれも無いものと思われます。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請17件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が所有権を取得して建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設、もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地と判断されます。また、申請地の一部は上下水道の公共施設が埋設された沿道にあり、交通アクセスも良く、生活環境が整い、住宅需要のある区域として選定したことです。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地として11区画のほか、新設道路、後退道路、ごみ置場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査申出済みで、回答書の写しが提出されております。工事期間は令和7年12月1日から令和9年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれはないものと判断されます。

2番と3番は関連で、不動産業を営む法人が所有権を取得して、建売住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の2種が埋設される沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの公益的施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,610.30m²に2階建て住宅2棟のほか、新設道路を整備される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発行為事前審査申出済みとのことです。工事期間は許可

後から令和8年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれないと判断されます。

4番は、親子間で使用貸借権を設定して個人住宅を建築するための転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の2種が埋設される沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの公営益的施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、個人住宅2階建て1棟及び駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要ですが、開発行為事前審査申出済みで、回答書の提出がなされております。申請地は集落内開発制度指定区域内ですが、都市計画法第34条第12号の「3親等内の血族の住宅」に該当する施設として判断しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれないと判断されます。工事期間は、令和7年11月15日から令和8年12月14日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひします。

すみません、4番が、「申請地は集落内開発制度指定区域外ですが」というのに変更をお願いしたいと思います。「指定区域内」と言いましたが、「指定区域外」です。すみません。

議長 指定区域外です。

ただいま1番から4番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、個人が所有権を取得して、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の大広い区域の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適切な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積493m²に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となります。集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

なお、今回の申請に当たり、土地の一部に砂利が敷設していることをおわびする旨の顛末書が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、個人が所有権を取得して、通路及び駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。駐車場の土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適切な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積386.57m²を申請地に隣接する土地への通路及び申請者の親族用駐車場3台分として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規制対象外であることを確認しております。工事期間は、令和8年2月28日までを予定しており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地の一部は、20年ほど前より通路として利用されており、農地法に違反し、これまで利用してきたことについて深く反省する旨の始末書が添付されています。

7番は、不動産業を営む法人が所有権を取得して、建築条件付き売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたか、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積486m²に、建築条件付き売買予定地2区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますか、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和9年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

8番は、農地所有適格法人が所有権を取得して、農業用通路へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「農業用施設に供するために行われるもの」に該当すると判断しました。

土地利用計画は、申請地112m²を自らが所有する農地への乗入通路として整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和8年12月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認致しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般

基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 6 番から 8 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9 番。

24 番 上田隆幸委員

24 番委員、上田です。

9 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

9 番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその付帯施設への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされました。ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積 2, 171 m²を建築条件付売買予定地 9 区画、ごみ置場、開発道路、後退道路、排水用地として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となります。集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和 11 年 4 月 30 日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま 9 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、10番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

10番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、個人が賃借権を設定し、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しておられます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされました。ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に鉄製足場板や丸パイプなどの土木資材置場、車両の回転スペースとして整備し、借受人が経営する足場作業会社に貸付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、電気建築工事業を営む法人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされました。ほかに適当な土地がなかったため、申請地が選定されております。

土地利用計画は、申請地に碎石、山砂などの資材置場と車両通路を設置する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和7年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に埋め立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

12番は、個人が所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低

い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされました、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となります、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、個人が所有権移転し、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に農家住宅1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除も問題ありません。農家住宅のため、開発許可は不要です。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが30cmを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和8年12月20日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま10番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

21番 上島惠二委員

21番委員、上島です。

14番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、産業廃棄物処理業を営む法人が賃貸借権を設定し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第3種農

地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1, 615m²を資材置場、覆土置場及び農業用排水施設用地として利用する内容で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題は無く、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。また、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域内ですが、届出又は許可を要しない工事に該当することを申請者に確認しております。工事は令和9年3月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

20番 福嶋徳行委員

20番委員、福嶋です。

15番から17番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて938m²に農家住宅1棟を建築するほか、農業用倉庫及びトラクター、トラックなど合わせて7台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。農家住宅への転用のため、開発許可は不要です。また、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、切土の高さが60cm程度のため届出不要であることを確認しております。

ます。工事期間は令和7年12月1日から令和8年11月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

16番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地へ転用する申請です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域内にある農地で、申請地から500m以内に教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地868m²に建築条件付売買予定地4区画を造成する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、現在、開発行為事前審査申出中です。工事期間は令和7年12月1日から令和9年3月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

17番は、所有権を移転し、店舗へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地を含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地709m²に菓子、パンの小売業店舗1棟、建築面積54.65m²を建築するほか、8台分の駐車場、緑地などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済です。工事期間は令和7年11月20日から令和8年11月15日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しています。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請地は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第4号及び第5号議案でございます。

この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局

第4号及び第5号議案は関連ですので、併せて説明します。

まず、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書14ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。明細は議案書15ページの1番から16ページの10番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが9件、熊本県農業公社の買入れが1件で、面積は10件合わせて、田2万5,667m²、畑6,995m²の合計3万5,662m²となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借です。明細は議案書17ページの11番から24ページの58番までの48件となっており、契約期間別では6年未満が31件、10年以上が17件、面積は48件合わせて、田9万705m²、畑9万1,658m²の合計18万2,363m²で、権利の種類は貸借権、使用貸借権。利用内容は、水稻、畑作物、果樹を予定されております。

続いて、第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書25ページの1番の1件のみとなっています。

なお、議案第4号及び第5号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号及び第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いします。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議長

異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地

の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、ニガウリ、カブ、ジャガイモ、トマト、レモンを栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願4件でございます。地元委員の地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願ひします。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

1番から4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、県営白浜地区土地改良事業に伴い、参加資格者の同意を得るに当たり、当該同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有する旨の証明願です。

4番は、県営黒石地区土地改良事業に伴い、参加資格者の同意を得るに当たり、当該同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を

有する旨の証明願です。

以上4件、先日の地区委員会において、名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の耕作者等であり、資格を有する者であることが確認できましたので、証明書の交付については何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、追加議案、熊本市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、右片に追加議案と書いてある資料を手元にお願いいたします。

熊本市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

まず、資料の内容をご説明させていただきたいと思います。

1ページ目から2ページが今回の改正の概要になっております。それから、3ページから5ページが新旧対照表、それから、6ページから9ページが現在の会議規則となっております。9ページから14ページまでが熊本市が定めております審議会等の手引に関する指針と、それに伴います傍聴要領の作成案が12ページになります。それから、13ページが傍聴券を配布するというような内容になっております。14ページから、これまで熊本市農業委員会で取り扱ってきております会議傍聴届で、これは、傍聴に来られた方に氏名、住所、職業、傍聴の理由等を記載いただくような様式になっているということで、ご確認いただきたいと思います。

それでは、改正の内容を説明させていただきます。

表紙に戻っていただいて、改正の条文がそれぞれ1ページから書いてございますが、新旧対照表でご説明させていただきたいと思います。

まず、2ページの下段に改正の理由を書いております。先ほどご説

明いたしました審議会等の手引に関する指針の改正に伴いまして、総会傍聴に係る手続等を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

その内容につきましては新旧対照表でございます。

まず、10条と11条につきましては、審議会等の部分ではございませんけれども、もともと平仮名で全てという表記がございましたのを、熊本市は今現在、漢字表記にしておりますので、そちらのほうも変えさせていただきたいと思っております。

続きまして、19条、傍聴の手続は新設して、記載後に傍聴券の交付を受けなければならないということで、改正させていただきたいということ。

次に、20条につきましては、もともとありました19条傍聴人の制限を20条に改めまして、記載内容を整理したところでございます。

続きまして、21条の傍聴人の数、こちらは新設でございます。傍聴人を制限できるというようなことの文言を追加したという形になります。

続きまして、22条の傍聴人の遵守事項、こちらはもともと20条にございましたけれども、先ほどの指針に沿いまして(1)から(6)を整理して、こちらのほうを遵守事項と定めていきたいと考えておりますので、ご確認をお願いします。

それから、23条退場命令、こちらも、もともと21条にあった内容を新設した条項分がございまして、23条に改めるということになります。

それでは、24条につきましても追加条文がございますので、22条から24条に改めるということです。

附則でございます。これまでありませんでした別記様式としまして、傍聴券を交付する様式を定めさせていただきたいということでお諮りするものでございます。これまで総会規則にはございましたけれども、熊本市の取扱いの、審議会の傍聴関係の取扱いに準じた形で入れさせていただいたものでございます。こちらでご確認いただきましたら、11月1日から施行したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

説明は以上でございます。

議 長

ただいま熊本市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

23番 牧野正治委員

ただいまの総会会議規則の一部を改正するというような説明がございましたが、先ほど役員会の中において、採決の方法も、この際変更されることはということで提案申し上げました。その中で、一つは、今まで略式な形で採決を行ったわけでございますけれども、举手なり起立なりをするというような形で、こういう各自の意思の表現をそれで確実にする意味を持ちまして、そういう採決のほうに変えられたらどうかという提案でございます。

それとあわせまして、それぞれの採決の結果につきましては、それで多数決という形の結論となるわけですけれども、ある意味、少数意見の確保、保護についても、この際大事にしなくてはいけないかなという思いもございます。

そういう意味で、採決の方法を举手なり起立によっての採決に変えられてはどうかという提案でございます。

議長 ありがとうございました。

事務局 すみません、今の部分ですけれども、私が説明した資料でご確認いただいたほうがよろしいかと思いまして、お手元に配付しております資料7ページと8ページをご確認いただきたいと思います。

7ページの下段に、採決の方法第16条、採決の方法は起立または举手によるというのが会議規則にそもそも決めてございます。その上で、8ページの上段、簡易採決というのも条文でうたっておりまして、17条、議題に対して異議を唱える者がないときは、議長は前条の方法によらず、全会一致をもって議決したものと認めて、その旨を宣告するということで、現在、この簡易採決という形で皆さん方に異議なしという形でご審議いただいているものでございます。

今、牧野副会長のほうからご提案がありましたのは、16条の起立、举手による採決の方法を取って、何かある方にはご発言いただきたいというようなご提案かと思いますので、こちらのほうをご確認いただければと思っております。

議長 ありがとうございました。

ただいまの16条と17条の説明がございましたけれども、牧野委員さんが、今までした採決においては異議なしということで、本当に少数意見で決定していたわけでございます。それを委員さん全員の举

手という形で賛成に向かっていくならばというふうに思います。

そのぐらいはやはり、先ほど言わされましたように、少数意見等を取り上げるならということで、その議案の中で反対、賛成ということじやなくて、自分なりの何かちょっと疑問符があった場合には、その点を訂正するように勉強する形で自分に不具合なところを挙手して、挙手しないならば、私のほうからしない理由を何かお願いしますということで問いただしますので、こういうところはこうで、どうですかという確認の意味も含めまして、挙手の方向に持っていくならばという提案でございますので、皆さんこれに何かありませんでしょうか。

ほかに何もないようですので、それならば、その16条を採用していきたいと思いますので、来月11月の総会から運用していきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

22番 木下三智也委員

すみません、挙手なら挙手で決定ですね。起立はちょっと会場がいろいろ変わるので無理じゃないかなと思うんですよね。挙手は挙手で決定して問題ない。

議長 そこは挙手で決定ですよね。そこに当たり、挙手されなかつた場合はなんでしょう。それで、挙手されない人は反対、賛成の意味でもなくて、やはり農地法の遵守ということを考えて、自分にまだ習得できない部分があると思うんですよ。そういうときは確認のためでもいいですでの、自分はこう思いますがこうですかという、その確認、念押しという形で、あとは納得されたなら挙手という形で持っていたほうがいいんじゃないかなというところの話です。

ほかにありませんでしょうか。

事務局 すみません、次回の総会から、採決の方法は挙手による採決を取るという形で、事務局のほうも整理させていただきたいと思います。それと、私が今お諮りしました規則の一部を改正する規則ですが、こちらも次回の総会から傍聴関係の手続を進めさせていただければということで最終的にご確認いただきたいと思います。

議長 皆さん、よろしくお願ひしますよ、それで。

一 同 はい。

- 議長 ありがとうございます。
ほかに何かご意見ございませんでしょうか。
続きまして、次第5の報告事項です。
事務局より説明願います。
- 事務局 では、議案書のカラーページ、報告事項一覧をご覧ください。
1番から9番までの合計92点となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。
- 議長 次に、次第6のその他です。
地域計画策定について、事務局より説明お願ひいたします。
- 事務局 地域計画策定について説明します。
9月18日付で意見無として回答しております。
なお、本変更案は公告縦覧が現在行われており、期限は本日10月8日までとなっております。この地域計画の公表は、明日10月9日付で地域計画を変更し、熊本市ホームページにも掲載されることになります。今回変更の小山戸島地区の地域計画の詳細は、農業委員会事務局で閲覧できるようにしますので、農業委員、推進委員の方で閲覧希望の方は事務局まで申出ください。
なお、一般の方については、農業委員会ではなく農業政策課及び各農業振興課室での閲覧となっております。
また、今後、ほかの地区で地元協議の調整が整い次第、順次、地元協議等開催される予定ですので、農業委員、推進委員の皆様には引き続きご協力をお願ひいたします。
- 以上、ご報告でございます。
- 議長 ありがとうございました。
ほかに何かございませんでしょうか。
ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

なお、次回の総会は11月10日月曜日、場所は本日と同じ予算決算委員会室になりますので、よろしくお願ひいたします。

閉 会 午後 16時12分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年10月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 内 田 勤 矢

署名委員 宮 本 淳 一

書 記 井 上 美 月